

A I たまキャリア P R 動画制作業務委託仕様書

- ・この仕様書は、企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

A I たまキャリア P R 動画制作業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）

3 目的

令和 7 年度中に開設する「A I たまキャリア」について、サイトの魅力や利便性を若者に効果的に P R する動画を制作し、学生等の登録・利用を促進することを目的とする。

※「A I（あい）たまキャリア」…A I を活用して学生等と企業のマッチングを支援するサイトで、学生が質問に回答すると適職診断や最適な業種及び県内企業の提案を受けることができる。また、提案された企業の会社説明会やインターンシップ等の採用情報を個別にプッシュ通知で受け取ることができる。令和 8 年 1 月中公開予定

4 用途

- (1) ホームページやウェブ広告への掲出
- (2) YouTube や各種 S N S での配信

5 委託業務の内容

次に掲げる内容を踏まえた動画を制作する。

(1) 本業務のターゲット

ア 地域 埼玉県内・近県

イ 年代 10代から20代前半の学生等就職活動に関心がある若者

(2) 動画の内容

ア「A I たまキャリア」がA I を活用して自分の適職や県内企業を知れることや、マッチング度の高い県内企業の提案や採用情報を受け取れることを周知し、効率的な就職活動を支援できるサイトであることをP Rする動画とする。

イ 若者がサイトを利用したいと思うような斬新なアイデアを盛り込み、実際にサイトに誘導して利用登録を促進するような映像とする。

ウ 若者のトレンドに合わせ、関心を引くような面白味のある内容としながらも、通年で使用できる映像とする。

エ 若者がよく利用する媒体と特性を理解し、その媒体でPR効果を十分に発揮する動画とする。

(3) 制作動画の条件

ア 様々な媒体で掲出が可能な汎用性がある動画とする。

イ 動画は通常版（HPやYouTube向け）及びダイジェスト版（ウェブ広告やSNS向け）を制作するものとする。

ウ モデル等の出演者を起用して撮影・制作を行う場合は、事前に県と協議の上決定すること。

エ 撮影に入る前にイメージ画像や絵コンテで動画の全体イメージを示すこと。

オ 動画の内容にふさわしいタイトルをつけること。

カ 動画の使用期限は、無期限とする。

キ 動画の標準ファイルは以下のとおりとし、4（1）（2）で掲載可能なものとする。

- ・データ形式：MPEG AVC形式（mp4）
- ・縦横比：16：9（アスペクト比）
- ・画質：1920×1080px以上
- ・尺：目安として通常版 30秒、ダイジェスト版 15秒

(4) 撮影

企画に基づき、適宜動画の制作に必要な映像の撮影を行う。次の内容は、委託業務に含むものとする。

ア 資料及び素材の収集

イ 肖像権や著作権について必要な手続

ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

オ 撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担

(5) 編集・校正

ア 作成、撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。

イ 使用する画像、写真、映像等は原則本業務において新規作成、撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真等を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。

ウ BGMとして使用する素材の使用については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

エ 編集した動画案制作後の校正は、原則1本につき2回以上行うものとする。

(6) 修正

ア 受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できな

い場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。

イ 県からの要望に基づき、動画の収録時間や縮尺、ファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

6 成果物の納品

受託者は、成果物を委託者へ提出するものとし、提出方法は下記のとおりとする。なお、成果物は納品日の一週間前までに県の確認を受けること。

(1) 成果物

ア 5(3)キのとおり、mp4のファイル形式で納品すること。なお、納品する動画の画質はフルHD以上とすること。

イ 納品方法は、埼玉県との協議により決定する。

(2) 納品場所

埼玉県産業労働部就業支援課

(3) 納品期限

令和7年12月15日(月)

7 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、BGM等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の成果物等に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、原則として全て県に帰属するものとする。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8 留意事項

(1) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、埼玉県と連携を密にしなければならない。

(2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。

(3) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 受託者は、本委託業務の実施における危機管理体制(緊急連絡網等)については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。

(6) 受託者は、本業務終了後引継を適切に行うとともに、埼玉県にデータを提供する。

(7) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。